

入札説明書

第43回九都県市合同防災訓練（埼玉県会場） 会場設営等業務について、一般競争入札を行い契約の相手方を選定する。

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）、同法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県財務規則第18号、以下「財務規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、埼玉県が発注する第43回九都県市合同防災訓練（埼玉県会場） 会場設営等業務の調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者及びその代理人が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達案件名称
第43回九都県市合同防災訓練（埼玉県会場） 会場設営等業務委託
- (2) 入札金額
業務に係る一切の費用
- (3) 調達案件の仕様等
仕様書、その他資料のとおり
- (4) 履行期間
契約日から令和4年9月30日（金）まで
- (5) 履行場所
北本総合公園（北本市古市場1丁目167）・北本市体育センター（北本市古市場1丁目156）及び県が指定する場所
- (6) 入札方法
本件入札は、埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。

2 入札参加に必要な資格

応募できるものは、次の項目を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

- (6) 令和3・4年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿の業種区分が「催物、映画、広告、その他業務」の「催物等」に登録されている者。
- (7) 令和3・4年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿の入札に参加できる資格のA等級で登載された者であること。
- (8) 本社又は契約の主体となる支店営業所を埼玉県内に有すること。
- (9) 契約締結日にかかわらず平成24年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）又は地方公共団体（埼玉県が出資する出資法人を含む。）との請負契約により以下に示す業務を単独で完成させた実績を有すること。
訓練に使用する造作物（座屈建物等）の作成を含む防災訓練の会場設営・撤去及び運営に係る業務
- (10) 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。

3 参加資格の確認

- (1) 入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、電子入札システムにより、別紙様式1「一般競争入札参加資格確認申請書」のほか、別紙様式1の4に定める競争入札参加に必要な資格を有することを証明する書類を作成して、令和4年6月10日（金）正午までに、申請すること。
電子入札システムを利用できない場合は、郵送又は持参により13(6)へ提出すること。
郵送により提出する場合は、封筒に「第43回九都県市合同防災訓練（埼玉県会場）会場設営等業務参加資格確認申請書等在中」と朱書きするとともに書留郵便とし、令和4年6月10日（金）正午までに必着のこと。
- (2) 入札参加資格の確認結果は、令和4年6月15日（水）17時までに電子入札システムにより通知する。
- (3) 確認通知書の交付を受けている者（以下「競争入札参加資格者」という。）であっても、入札日において入札参加資格を満たしていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (4) その他
 - ア 確認申請書を提出した者は、入札事務の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - イ 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 提出期限以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
 - エ 埼玉県は、提出された確認申請書等を、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - オ 提出された書類は返却しない。

4 入札説明書等に関する質疑

入札説明書、仕様書などに対する質問方法は次による。

(1) 質問書の受付

質問は、電子入札システム、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール（質問票（別紙様式2）による）により、13（6）の担当窓口宛て令和4年6月3日（金）17時までに提出すること。

受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

ただし、入札手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。

(2) 質問に対する回答は、次のとおり、掲示して行う。

ア 回答日時

令和4年6月8日（水）17時まで

イ 掲示場所

情報公開システムの本案件の発注図書ファイル。

5 入札保証金及び契約保証金

別紙1「入札保証金について」及び別紙2「契約保証金について」のとおり。

6 入札及び開札

入札参加者はシステムにより入札書を提出すること。

(1) 入札金額等の電子入札システムへの記録期間

令和4年6月16日（木）9時から6月21日（火）17時まで

(2) 開札場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県危機管理防災部 災害対策課 防災基地・防災訓練担当

イ 日時

令和4年6月22日（水）9時

なお、開札への立会いは不要とする。

7 入札に関する注意事項

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力すること。

(2) 入札参加資格確認通知書を受理した後、入札を辞退する場合は、令和4年6月16日（木）9時から令和4年6月21日（火）17時までの間に、システムにより「入札辞退届」を提出すること。

なお、一度応札した後は、上記の期間内であっても「辞退届」の提出はできないので、注意すること。

- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札に参加する者が一者であっても、入札を執行する。
- (5) 入札に参加する者が提出するファイルは次の拡張子のものに限る。なお、他の拡張子のファイルはシステムの仕組みにより提出できないので注意すること。
「.docx」(Microsoft Word)、「.xlsx」(同Excel)、「.pptx」(同PowerPoint)
- (6) 入札参加資格者等は、入札説明書、契約書(案)、仕様書及びその他の添付資料を熟読のうえ入札しなければならない。
入札後、契約書(案)等に係る不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札執行権者は、競争入札参加資格者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等により競争入札を公正に執行することができない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

9 入札の無効

次に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がしたもの。
- (2) 電子入札において、入札書に記載すべき事項の記録のない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札。
- (3) 電子入札において、不正に電子証明書を使用したもの。
- (4) 入札書が指定の日時までにシステムのファイルに記録されなかったもの。
- (5) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの。
- (6) 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札。
- (7) 虚偽の確認申請書、確認資料、添付資料等を提出した者がした入札。
- (8) その他入札の条件、公告及び入札説明書に定める条件に違反した入札をしたもの。

10 落札者の決定

- (1) 落札者は、有効な入札書を提出した者であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者とする。
- (2) 落札となるべき価格の入札をした者が二者以上あるときは、システムによりくじを引き、落札者を決定するものとする。
同額入札をした者のうち、入札書にくじ番号の記載がない者があるときは、立会い職員がこれに代わってくじ番号を入力し、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、入札条件を変更しないで再度入札を行う。
再度入札は1回とする。システムによる再度入札の提出期限は、令和4年6月22日(水)15時とする。
- (4) 再度の入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者とする。ただし、1回目の入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

- (5) 再度入札に付して落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約を行うものとする。
- (6) 随意契約の見積書受付時間等は、その入札における入札額の低い入札者に対し、システム又は電話にて通知する。
- (7) 随意契約のための見積依頼へ移行した場合も、システムによる参加者はシステムから見積書を提出すること。
- (8) 別に指定する期日までに落札者が契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

1.1 契約書の作成及び契約の確定

- (1) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約は、埼玉県知事と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

1.2 契約条項・支払条件

別添契約書（案）のとおり

1.3 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用は、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等で入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期や紙媒体の入札書を使用して行う入札へ移行する場合がある。
なお、上記の場合は、電話、ファクシミリ等により、必要な事項を連絡するものとする。
- (3) この入札説明書に定めのない事項は、地方自治法施行令及び埼玉県財務規則等に定めるところによる。
- (4) 落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の流行や災害等不測の事態が発生した場合、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(6) 本件調達に関する担当窓口

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機関名) 埼玉県危機管理防災部 災害対策課 防災基地・防災訓練担当

(電話番号) 048-830-8186 (直通)

(ファクス) 048-830-8159

(メールアドレス) a8170-02@pref.saitama.lg.jp

(7) 契約の締結について

本件に関しての契約締結事務については、次の機関が行う。

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

(機関名) 埼玉県危機管理防災部 災害対策課

別紙1

入札保証金について

(入札保証金)

- 1 入札参加者は、8、9、10又は11により入札保証金を免除される場合を除いて、所定の手続に従い、入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金」という。）を納付、又は提供しなければならない。

(入札保証金の額)

- 2 入札保証金の額は、入札書に記載した金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額とする。

(入札保証金の納付)

- 3 入札参加者が入札保証金を納付する場合には、埼玉県が発行する「納付書兼領収書」により、入札保証金相当額（2の額）を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込むこと。

この場合は、当該「納付書兼領収書」の写しを令和4年6月20日（月）正午までに、埼玉県危機管理防災部災害対策課防災基地・防災訓練担当宛て提出すること。

(入札保証金に代える担保の提供)

- 4 入札参加者は、入札保証金に代える担保を提供する場合には、別紙様式3「保管有価証券納付書」に必要事項を記入のうえ、令和4年6月20日（月）正午までに、埼玉県危機管理防災部災害対策課防災基地・防災訓練担当宛て提出すること。

この場合の入札保証金に代える担保の種類及び価値は、次のとおりとする。

種 類	価 格
国債及び地方債	債権金額
鉄道債券その他の政府の保証のある証券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
銀行等が引き受け、保証又は裏書をした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

(入札保証金の還付)

- 5 入札終了後、入札保証金等を納付した非落札者に対して、次のいずれかの方法により当該入札保証金等を還付する。

(1) 3により入札保証金を納付している場合には、当該「納付書兼領収書」（写しでも可）

を添付した別紙様式8「入札保証金還付請求書」の提出により還付する。

- (2) 4により担保を提供している場合には、別紙様式3の3(入札用)「保管有価証券還付請求書」及び別紙様式3の2(入札用)「保管有価証券受領書」の提出により還付する。

(落札者が契約を締結しない場合の入札保証金の帰属)

- 6 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を締結しないときには埼玉県に帰属する。

(契約保証金への充当)

- 7 落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

(保険契約に基づく入札保証金の免除)

- 8 埼玉県財務規則第93条第2項第1号の規定に基づき、保険会社との間で埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した入札参加者が、入札保証金納付の免除を希望する場合には、別紙様式4-1(入札用)「保証保険証書納付書」に必要事項を記入のうえ、令和4年6月20日(月)正午までに埼玉県危機管理防災部災害対策課防災基地・防災訓練担当宛て当該保険証券を提出すること。

この場合、契約の相手方が決定したとき埼玉県は、別紙様式4の3(入札用)「保証保険証書還付請求書」及び別紙様式4の2(入札用)「保証保険証書受領書」の提出により当該保険証書を還付する。

(契約保証に基づく入札保証金の免除)

- 9 埼玉県財務規則第93条第2項第2号の規定に基づき、銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をした入札参加者が入札保証金納付の免除を希望する場合には、令和4年6月20日(月)正午までに埼玉県危機管理防災部災害対策課防災基地・防災訓練担当宛て、当該事項を証明する書類を提出すること。

(国等との契約履行実績に基づく入札保証金の免除)

- 10 埼玉県財務規則第93条第2項第3号の規定に基づき、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以降に2回以上全て誠実に履行した入札参加者が、入札保証金納付の免除を希望する場合には、別紙様式7「契約の履行実績」に必要な書類を添え、令和4年6月10日(金)正午までに埼玉県危機管理防災部災害対策課防災基地・防災訓練担当に提出すること。

(電子入札の場合の過去の契約履行実績に基づく入札保証金の免除)

- 11 埼玉県財務規則第93条第2項第4号の規定に基づき、過去において契約を誠実に履行した入札参加者(埼玉県電子入札共同システムにより入札する者に限る。)が入札保証金納付の免除を希望するときは、別紙様式7「契約の履行実績」に必要な書類を添え、令和4年

6月10日（金）正午までに埼玉県危機管理防災部災害対策課防災基地・防災訓練担当に提出すること。

別紙 2

契 約 保 証 金 に つ い て

(契約保証金)

- 1 契約の相手方は、7又は8により契約保証金を免除される場合を除いては、指定する日までに、契約保証金又は契約保証金に代える担保（以下「契約保証金等」という。）を所定の手続に従い、埼玉県に納付又は提供しなければならない。

(契約保証金の額)

- 2 契約保証金の額は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に契約保証金の率（10分の10以上）を乗じた額とする。

(契約保証金の納付)

- 3 契約の相手方が契約保証金を納付する場合には、埼玉県が発行する「納付書兼領収書」により、契約保証金相当額（2の額）を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込むこと。

この場合は、当該「納付書兼領収書」の写しを、埼玉県危機管理防災部災害対策課防災基地・防災訓練担当宛てに提出すること。

(契約保証金に代える担保の提供)

- 4 契約の相手方は、契約保証金に代える担保を提供する場合には、別紙様式5の1（契約用）「保管有価証券納付書」に必要事項を記入のうえ、埼玉県危機管理防災部災害対策課防災基地・防災訓練担当宛てに提出すること。

この場合の契約保証金に代える担保の種類及び価値は、次のとおりとする。

種 類	価 格
国債及び地方債	債権金額
鉄道債券その他の政府の保証のある証券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
銀行等が引き受け、保証又は裏書をした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

(契約保証金の還付)

- 5 契約の相手方が納付した契約保証金等については、契約に基づく給付が完了したとき、その他これを返還する事由が生じたときには、次のいずれかの方法により当該契約保証金等を還付する。

- (1) 3により契約保証金を納付している場合には、当該「納付書兼領収書」(写し)を添付した別紙様式8「契約保証金還付請求書」の提出により還付する。
- (2) 4により担保を提供している場合には、別紙様式5の3(契約用)「保管有価証券還付請求書」及び様式5の2(契約用)「保管有価証券受領書」の提出により還付する。

(契約不履行の場合の契約保証金の帰属)

- 6 契約の相手方がその契約上の義務を履行しなかった場合は、契約保証金等は埼玉県に帰属する。

(保険契約に基づく契約保証金の免除)

- 7 埼玉県財務規則第81条第2項第1号の規定に基づき、契約の相手方が保険会社との間で埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結し、様式6の1(契約用)「保証保険証書納付書」に必要事項を記入のうえ、当該保険証書を提出した場合には、埼玉県は契約保証金の納付を免除する。

この場合、契約に基づく給付が完了したとき、その他返還する事由が生じたときには、埼玉県は様式6の3(契約用)「保証保険証書還付請求書」及び様式6の2(契約用)「保証保険証書受領書」の提出によりこの証書を還付する。

(国等との契約履行実績に基づく契約保証金の免除)

- 8 埼玉県財務規則第81条第2項第3号の規定に基づき、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以降に2回以上全て誠実に履行した契約の相手方が、契約保証金納付の免除を希望する場合には、別紙様式7「契約の履行実績」に必要な書類を添え、埼玉県危機管理防災部災害対策課防災基地・防災訓練担当に提出すること。